

○消費者庁告示第 号
国土交通省

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、
日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

消費者庁長官 堀井奈津子

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 出 後						改 出 前					
第1～第5 (略)						第1～第5 (略)					
別表1 (新築住宅に係る表示すべき事項等)						別表1 (新築住宅に係る表示すべき事項等)					
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
(略)						(略)					
5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	(略)					5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	(略)				
	5－2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、4、5、6、7又は8)	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度		5－2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、4、5又は6)	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
			による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級6、7又は8に	等級8	一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている				による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級6にあ	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
			また、等級6、7又は8に	等級7	一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている				また、等級6にあ		

あつては、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（単位をMJ／（ $\text{m}^2 \cdot \text{年}$ ）とする。）及びエネルギー利用効率化設備（基準省令第2条第1項に定めるエネルギー利用効率化設備をいい、コージェネレーション設備を除く。以下同じ。）による設計一次エネルギー

(略)

たりの二次エネルギー消費量（単位をMJ／（ $\text{m}^2 \cdot \text{年}$ ）とする。）を併せて明示することができる。

(略)

			消費量の削減率（単位を％とする。）を併せて明示することができる。	
(略)				

別表 2－1（既存住宅に係る表示すべき事項等）

		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
(略)						
個別性能に関するこの	(略)					
	5	(略)				
	温熱環境・エネルギー消費	5－2 一次エネルギー消費量等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、3、4、5、 <u>6</u> 、7又は <u>8</u> ）によ	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
					等級 8	一次エネルギー消費

(略)				

別表 2－1（既存住宅に係る表示すべき事項等）

		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
(略)						
個別性能に関するこの	(略)					
	5	(略)				
	温熱環境・エネルギー消費	5－2 一次エネルギー消費量等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、3、4、5又は <u>6</u> ）による。この	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度

と	量に 関す ること	級	る。この 場合にお いては、 地域の区 分を併せ て明示す る。等級 1による ときはそ の理由を 併せて明 示する。 また、 <u>等 級6、7 又は8</u> に あつては 、床面積 当たりの <u>設計一次 エネルギー 消費量</u> （単位を MJ／（ m ² ・年） とする。 ）及びエ <u>ネルギー 利用効率 化設備に よる設計</u>		費量に大きく影響 すると見込まれる 劣化事象等が認め られず、かつ、一 次エネルギー消費 量の極めて著しい 削減のための対策 が講じられている	と	量に 関す ること	級	場合にお いては、 地域の区 分を併せ て明示す る。等級 1による ときはそ の理由を 併せて明 示する。 また、 <u>等 級6</u> にあ つては、 床面積当 たりの <u>一 次エネル ギー消費 量</u> （単位 をMJ／ （m ² ・年 ）とする 。）を併 せて明示 すること ができる 。	
				等級7	一次エネルギー消 費量に大きく影響 すると見込まれる 劣化事象等が認め られず、かつ、一 次エネルギー消費 量のより著しい削 減のための対策が 講じられている					
				(略)						(略)

				一次エネルギー消費量の削減率（単位を%とする。）を併せて明示することができる。	
	(略)				
	(略)				

別表 2－2 (略)

	(略)					
	(略)					

別表 2－2 (略)

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前にされた申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

一 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅

二 前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅